

平成30年第4回
河内町議会定例会会議録 第2号

平成30年12月13日 午前10時00分開議

1. 出席議員 12名

1番	篠原佳治君	2番	高橋利彰君
3番	高橋稔君	4番	野澤良治君
5番	小更雅之君	6番	諸岡周示君
7番	雑賀茂君	8番	服部隆君
9番	星野初英君	10番	福智正之君
11番	大野佳美君	12番	宮本秀樹君

1. 欠席議員

なし

1. 出席説明員

町長	雑賀正光君
副町長	藤井俊一君
総務課長兼秘書広聴課長	諏訪洋一君
企画財政課長	北澤雅志君
都市整備課長	吉田茂久君
上下水道課長	長峰博美君
経済課長	坂本紀幸君
教育課長	大野繁君
教育委員会事務局長	寺崎光則君
町民課長	林博行君
福祉課長	香取秀一君
出納室長	石山由美子君
子育て支援課長	仲代直人君
税務課長	石山和雄君

1. 出席事務局職員

議会事務局長 小島孝裕

1. 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

平成30年12月13日（木曜日）

午前10時00分開議

議事日程

- 日程1. 一般質問
- 日程2. 議案第1号 河内町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程3. 議案第2号 河内町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程4. 議案第3号 河内町つつみ運動公園並びに利根川サイクリングロードの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程5. 議案第4号 平成30年度河内町一般会計補正予算（第4号）
- 日程6. 議案第5号 平成30年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程7. 議案第6号 平成30年度河内町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程8. 議案第7号 平成30年度河内町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程9. 議案第8号 平成30年度河内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程10. 議案第9号 平成30年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程11. 議案第10号 平成30年度河内町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程12. 議案第11号 町有財産（旧長竿邸敷地内・土蔵）の無償貸付について
- 日程13. 閉会中の所管事務調査の件

1. 本日の会議に付した事件

- 日程1. 一般質問
- 日程2. 議案第1号
- 日程3. 議案第2号
- 日程4. 議案第3号
- 日程5. 議案第4号
- 日程6. 議案第5号
- 日程7. 議案第6号
- 日程8. 議案第7号
- 日程9. 議案第8号
- 日程10. 議案第9号
- 日程11. 議案第10号
- 日程12. 議案第11号

日程13. 閉会中の所管事務調査の件

午前10時00分開議

○議長（野澤良治君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。よって、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してございます議事日程のとおりでありますので、ご了承くださいようお願いいたします。

○議長（野澤良治君） 日程1、一般質問でございます。

お手元に配付してございます一般質問事項表により、質問を許します。

1、防災・減災について、ヘルプマーク・ヘルプカードについては、星野初英君からの質問です。

2、防災と健康問題について、空き家対策については、篠原佳治君からの質問です。

3、成田空港の更なる機能強化の対応策については、高橋 稔君からの質問です。

4、農家所得向上の6次化商品開発について、教育振興対策と子育て支援について、航空機騒音対策については、諸岡周示君からの質問です。

初めに、星野初英君、登壇願います。

〔9番星野初英君登壇〕

○9番（星野初英君） 皆様おはようございます。9番星野初英でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は、2項目について質問いたします。初めに、防災・減災についてお伺いいたします。

ことし3月から6月にかけて、全国3,000名の公明党議員が100万人訪問アンケートを行いました。私も、町内を一軒一軒訪問しながら、さまざまなジャンルのアンケート調査を行った全てのご家庭に関連しているのが防災減災アンケートでした。やはり、いつ起きてもおかしくない災害に対して皆さん危機感をお持ちでした。

中でも、地震の怖さを、東日本大震災で経験しているのと防災訓練を何度か行っていることもあって、自助の取り組みをされているお宅が多くなったように感じました。その中で、もし、火事になったときに、道路が狭いので消防自動車が入っていけないことを心配されている方々がおりました。

そこで、まず初めに、町内に消火栓は幾つありますか。また、消防自動車の入っていけない場所に消火栓はどのくらいありますか。そして、現在、消防自動車が入っていけない場所で火事が起きた場合どのような対処をされていますか、諏訪総務課長、答弁お願いいたします。

今後は自席にてお伺いいたしますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（野澤良治君） 諏訪総務課長。

○総務課長兼秘書広聴課長（諏訪洋一君） 星野議員のご質問にお答えいたします。

初めに、町の消火栓の設置数についてお答えいたします。

消火栓の設置方法は、地上式と地下式とがありますが、町における消火栓は地上式が大部分を占めております。地上式が167基、地下式が13基で、合計180基が設置されております。地上式の消火栓は、道路脇等に設置された消火栓ボックス内に消火活動に必要な消防ホース等が格納してあり、消防署や消防団以外の自主防災組織等による消火活動も可能となっております。一方で、地下式は、消火栓の設置場所の制限が多い都市部等では一般的なものとなっております。

続きまして、消防車両が進入できない道路の幅が狭い場所等における消火栓の設置数及び火災が発生した場合の対応についてご説明いたします。

町が消防署と情報共有している町内において小型の消防車両が進入できない場所は1カ所となっておりますが、この場所での火災発生時等においても、近くに消火活動に必要な消火栓は設置されております。

消防署は、道路の狭い道路について事前に調査し、把握に努めておりますが、こうした場所の火災では、小型の消防車両を先に進入させることや、手前に停車して消防ホースを延長すること、消防団の可搬型ポンプを活用することなどにより、消火栓や防火水槽等の水利を確保しながら消火活動を行うこととなります。

また、消防団は、全小隊に可搬型ポンプが配備されており、火災現場や水利施設の近くまでポンプを運ぶことが可能となっておりますが、ポンプ1台当たり消防ホースが10本程度約200メートル延長することができ、別のポンプによる中継を行うことで、さらに消防ホースの延長が可能となります。消防団は、こうした消防ホースの延長及び中継訓練を毎年実施しております。町では、今後も、消防署と消防団が緊密に連携協力し、迅速な消火活動に努めてまいります。以上でございます。

○議長（野澤良治君） 9番星野初英君。

○9番（星野初英君） 詳細な答弁ありがとうございました。いずれにしても、大きな消防車の進入できないところは、ただいまの答弁にございましたように、小型の消防車や可搬型ポンプを活用して、また、消防団の方々のいざという時のために訓練を実施されていることを不安に思っている住民の方々にお伝えいたします。

次に、災害ハンドブックについてお伺いいたします。

一昨年、熊本で起きた地震を受けて、福岡市では、このような女性の視点の防災ブックがつくられました。震度7を観測したこの地震は、夜6時26分以降に熊本と大分で相次いで発生いたしました。ちょうどこの時間帯は、入浴中の方もたくさんいたそうです。もし、入浴中にあんなに大きな地震が起きたらと想像するだけでパニックになりそうです。その

ときの経験や怖さを踏まえてつくられたものが、この女性の視点の防災ブックです。

ここ何年かの間にさまざまな災害が起きています。忘れたころではなく、次はどこ、という不安を抱えているのが本音ではないでしょうか。首都直下型地震や南海トラフ地震が起こる可能性も日に日に高まっています。

東京では、公明党の女性議員が中心になってこのような女性の視点の防災ブックができました。私は、東京にある「そなエリア」という防災施設を視察させていただいたときにこの冊子をいただいてまいりました。また、板橋区では、「私を守る女性のための災害ハンドブック」というものもいただいてきました。女性のためのハンドブックと先ほどから申しましたが、河内町としては、町全体で考えていただければよいかと思えます。できれば、常に意識を持って災害時に持ち運びができるような冊子で、わかりやすいものを河内町として作成してもよいのではないかと考えます。

私としては、こういった板橋区のがすごくいいかなと考えております。諏訪総務課長、答弁よろしく願いいたします。

○議長（野澤良治君） 諏訪総務課長。

○総務課長兼秘書広聴課長（諏訪洋一君） ご質問にお答えいたします。

大地震等の大規模災害が発生した場合、国や市町村等による公助が行き届くには時間がかかるため、災害による地域の被害を最小限に抑えるためには、自分の身は自分で守る自助、地域や隣近所の助け合いである共助が特に重要となります。災害ハンドブックは、災害についての日ごろの備えや災害が発生した際の適切な行動等について記載されており、住民の防災意識を高める目的で作成されております。

ご質問にもございました板橋区が作成、発行している女性のための災害対策ハンドブックでは、地震が発生したときの行動や家族の安否確認、非常持ち出し袋などの防災情報に加えて、女性のためのお役立てアイテムや避難所での問題、そして、入浴中の対応等についてわかりやすく記載されており、折り畳み式で持ち運びができる工夫がされております。

町が町民の防災意識を高めるために、こうした災害ハンドブックを作成してもよいのではないかとご質問ですが、町は、今後、小中学校の統合による空き校舎等の利活用も考慮した避難所、避難場所の見直しを含めて、町地域防災計画やハザードマップの改正を予定しております。

災害ハンドブックの作成につきましては、町地域防災計画やハザードマップの改正内容を反映するとともに、ご紹介いただきました先行自治体等の災害ハンドブックも参考としながら検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（野澤良治君） 9番星野初英君。

○9番（星野初英君） ありがとうございます。ぜひ地域防災計画やハザードマップの改正とともに、災害ハンドブックもハザードマップと一緒に配付できますように、前向きに考えていただくことを期待いたします。

次に、感震ブレーカーの周知と助成についてお伺いいたします。

先ほどのアンケート調査の中で、感震ブレーカーのお話をすると、まだ、知らない方がほとんどでした。感震ブレーカーとは、地震時に、設定以上の揺れを感知したときに電気を自動的にとめる機械です。一般的なブレーカー等は漏電には対応していますが、地震による火災対策には効力はありません。感震ブレーカー等は、地震を感知してから電気をとめるまで数分間の猶予を持たせるタイプや、特定のコンセントの電気を遮断させるコンセントタイプもあります。ぜひ、我が町でも感震ブレーカーの周知と設置の購入の助成に対する考え方をお聞かせください。諏訪総務課長、お願いいたします。

○議長（野澤良治君） 諏訪総務課長。

○総務課長兼秘書広聴課長（諏訪洋一君） ご質問にお答えいたします。

阪神淡路大震災や東日本大震災で発生した火災の多くが電気に起因する火災であるといわれております。感震ブレーカーは、地震発生時、設定以上の揺れを感知したときに電気を自動的にとめる機器であり、地震発生時における火災防止に効果的であるといわれておりますので、住宅用火災警報器とともに、防災情報の一つとして広報等でのお知らせを検討してまいります。

また、町は、住宅用火災警報器の購入に対する一部助成を行っておりますが、感震ブレーカーの購入助成につきましては、先行自治体の事例等も参考とし、財政負担も考慮しながら検討していく課題であると考えております。以上でございます。

○議長（野澤良治君） 9番星野初英君。

○9番（星野初英君） ありがとうございます。まだまだ感震ブレーカーについては、ご存じない方がたくさんいると思いますので、ぜひとも火災警報器とともに周知をお願いいたします。できましたら、町の安全安心のためにも、火災警報器と同じく一部助成をしていただきたいと思いますので、前向きに検討をよろしくお願いいたします。

続きまして、ヘルプマーク、ヘルプカードについて香取福祉課長にお伺いいたします。

町民の方から、病気をして、外見から見るとなんでもないように見えるのですが、どうしても障害者用トイレを使うようになった方が、トイレから出るとき、また入るときに周りの方の目がとても気になって困っているとお聞きしました。そして、河内町でも、ヘルプカードをいただけるようにしてほしいとお願いされました。そこで、ヘルプマーク、ヘルプカードについての認識をお聞かせください。お願いいたします。

○議長（野澤良治君） 香取福祉課長。

○福祉課長（香取秀一君） ご質にお答えします。

ヘルプマーク、ヘルプカードについてですが、ヘルプマークは、赤字に白色で十字とハートマークがデザインされ、かばんなどにつけて自身が援助や配慮を必要としていることを周囲に知らせることができます。障害のある人や難病の方、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊婦初期の方など、外見からはわからなくても、援助や配

慮を必要としている方々が周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成したカードです。

ヘルプマークを身につけている方を見たら、電車、バスの中では席を譲っていただくとか、困った様子を見かけたら声をかけていただき、また、災害時には、安全に避難するための支援をしていただくよう手助けをしていただきます。

次に、ヘルプカードとは、いざというときに必要な支援や配慮を周囲の人に手助けが欲しいことをうまく伝えることが難しい方の意思伝達手段として示すカードです。障害のある方が緊急時や災害時、困った際に配慮や手助けをお願いしやすくするものです。支援してほしい内容や配慮をしてほしい内容などを記入し、ふだんから携帯することで、災害時や緊急時、また、日常で困り事が起ったときなど周りの人に示し、手助けを求めます。ヘルプカードは、特に、聴覚障害者や内部障害者、知的障害者の方など、一見、障害者とはわからない方が周囲に支援を求める際に有効とされています。

このようなヘルプマーク、ヘルプカードですが、町として、今後の導入予定ですが、茨城県保健福祉部障害福祉課より通達がありまして、平成31年度に茨城県全域で、ヘルプマーク、ヘルプカードを普及させるため計画をしている内容となっております。まだ、調整の段階ではありますが、予定どおりであれば、河内町については、それぞれ40枚の配付予定となっております。

町としては、これを機にヘルプマーク、ヘルプカードの導入を考えております。この事業については、マークをつけている方が、必要としている援助や配慮を受けることができるかが重要となります。必要な方にこのカードを配付することはもとより、ヘルプマークやヘルプカードの役割や対応について、住民の方々に知ってもらうことが大変大切になってくるかと思っておりますので、導入の際には、その辺も注意しながら住民の方々に理解してもらえよう周知していきたいと考えております。以上であります。

○議長（野澤良治君） 9番星野初英君。

○9番（星野初英君） 香取福祉課長、丁寧な答弁ありがとうございました。今後、導入していただけるという答弁でしたので安心いたしました。課長の答弁にもございましたが、住民の方の理解がとても大事だと思います。わかりやすい内容の周知をよろしく願いいたします。以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（野澤良治君） 次に、篠原佳治君、登壇願います。

〔1番篠原佳治君登壇〕

○1番（篠原佳治君） おはようございます。1番篠原佳治でございます。今期第2番目の一般質問です。

ことは、暖冬と予想され、木枯らし1号も吹かず12月を迎え、中旬になってやっと冬らしい寒い日が続いております。寒くなりますと体調管理にも気をつけなければなりません。健康生活を維持していくためには適度に運動もしなければなりません、以前に、提

案しましたボルダリングについて、ほかの自治体では着々と進められてきております。一先に検討されていたならと今さらながら思っております。学校利活用にも幅広い年齢に合わせた健康維持の運動にも適しているのではないかと今でも思っております。できないと思うことにこそ成功があり、挑戦なくして前身はありません。

さて、寒さも増してまいりますと、水と緑のふれあい公園のイルミネーションもさえて、一段と夜空を彩ります。今後も、いろいろと創意工夫を重ねて人々をひきつけるイベントに大きくなってほしいと思っております。寂しいながらも、ほっこりした気持ちになりたいものです。何事、事をなすには、安心と安全は第一に考え、環境整備のために研究しなければと思っております。そのようなことを考えた上で大項2点にわたり質問いたします。

1点目、防災訓練を通じてとして、2点目、空き家対策についてです。質問は自席にてさせていただきますが、答弁内容によっては再質問させていただきますので、執行部の答弁よろしくをお願いいたします。

○議長（野澤良治君） 1番篠原佳治君。

○1番（篠原佳治君） まず初めに、防災訓練を通じてとして質問させていただきますが、関連していますので一括して質問させていただきたいのですが、議長、よろしいでしょうか。

○議長（野澤良治君） はい。

○1番（篠原佳治君） それでは、質問させていただきます。

私は、何度か自主防災組織については質問しておりますが、一向に先が見えてこない、そういった現実があります。自主防災組織として、正式な組織として結成するのが望ましいとは思いますが、この河内町の現状を見たとき難しいものがあると思います。

そもそも自主防災組織というのは、地域ごとにグループ、仲間をつくり、その中で近隣で起きてしまった災害を未然に防ぐ、そのように協力し合い、助け合うことを目的につくられるものと考えております。そんなことを公表した上で、河内町でも、福祉課を中心に、消防、民生委員、そのほかいろいろな団体がお年寄り世代の人たちを支えていると思いますが、今以上に前向きに行動しなければ、自分たちも将来、危険な暗い人生を歩むということになります。

そこで、自主防災組織が、ある制約をクリアしていればいいとそういうふうと考えております。自主防の原点に戻って組織づくりをと考えますが、執行部の考えをお聞かせください。

また、以前にも質問しておりますが、シニアクラブも見直す必要があると考えており、とにかく家の中に閉じこもっている人が多いということです。まだまだ十分役に立てるような人が、こたつの番、テレビの番をしている、明るくない、健康でないと、そんな人たちを外に出すために、今後、さらにどうするか、何か自分もしなくてはと思える行動をとるようにと考えますが、執行部としてのその後の考えをお聞かせください。

次に、防災訓練そのものについてですが、防災訓練は、職員、関係者だけのものではなく住民全体が参加するものでなければならないと思っております。恐らく、いつのときからか、毎年方法を変えながら実施してきたものと思いますが、参加人員が少ないから縮小の形をとってきているのではと思いますが、これは逆行した考えと思いますが、異常気象が頻繁に起ってきている現在で、訓練とはいえ、真剣に考えなければ、いざというときには必ず戸惑いが出ます。体で覚えたことは行動に移せますが、机の上で学んだことは行動には移れません。何ごとも、経験からも理解できると思っておりますけれども、そのようなことを考えた上で、住民全体が参加できるというよりも、参加しなくてはならないと、そういうふうに見える訓練にと思っております。

そこで、以前にも実施しているとは思いますが、年ごとに何分割かして、できれば、2分割が適当と思っておりますが、場所を変えて実施する計画をしてはと思っております。いかがでしょうか。その際、学校、医療機関、保健福祉、もちろん自衛隊、警察、消防にも参加協力依頼をして規模を拡大してはどうかと考えます。その中で、おのおのブースを設け、医療機関などには適当な健康診断、また、消防には、消火訓練、救出訓練、または炊き出し訓練などもできると思っております。保存食品などは消化してもいいと思っておりますが、やはり実践的でないと思っております。参加の気持ちになれないものですから、執行部としても研究、研さんして、起こるであろうあらゆる災害を想定して実施するべきと思っております。

きのう発表された2018年の漢字の代表として、災いと「災」という字が採用されたようですけれども、本当に全国レベルでそういった問題を懸念されておりますので、そういったことも考えた上で、執行部の答弁をよろしく願いいたします。以上、一括しての質問になりますけれども、よろしく願いいたします。

○議長（野澤良治君） 諏訪総務課長。

○総務課長兼秘書広聴課長（諏訪洋一君） それでは、私のほうから、初めにご回答させていただきます。

自主防災組織についてですけれども、自主防災組織は、災害時において、隣近所や地域の助け合いである共助の柱となる組織であり、地域住民が自分たちの地域を自分たちで守るために自主的に結成し、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行うこととなります。

町の自主防災組織は、行政区単位での組織となっておりまして、町の地域防災計画では現在、30組織が設立されているということになっておりますが、新規組織の設立や既存組織における自主的な防災活動等が停滞していることが課題となっております。

町は、区長会議等において、自主防災組織の説明を行うとともに、積極的な取り組みを行っている、特に自分たちでできることを基本とした取り組みを行っている自主防災組織における事例を広報等で紹介しておりますが、シニア世代を含めた町民が自主防災組織の活動の重要性や役割を理解し、みずからが地域の防災の主役であるということ意識する

ことにより、地域での自主的な防災活動につながることを目的として、今後も、総合防災訓練の実施も含めて、町民の防災意識の向上のための啓発活動を行ってまいりたいと思います。

次に、総合防災訓練についてお答えいたします。

町の総合防災訓練は、平成26年度に、みずほ小学校の学区を対象地区として初めて実施しました。その後、平成27年度に金江津小学校の学区、平成28年度に生板小学校の学区と、毎年、実施場所や内容等も変更して実施しており、平成29年度は長竿地区の総合グラウンドをメイン会場として初めて町内全域を対象とした訓練を行っております。平成30年度は、11月3日のかわちフェスタにおいて、消防署や自衛隊等の関係機関の協力をいただき、住民が参加できる防災体験や防災情報等の啓発活動を行っております。

また、11月18日には、茨城県南部を震源とするマグニチュード7.3の直下型地震が発生し、町内で震度6弱の揺れを観測したとの想定で総合防災訓練を実施し、町内の各家庭で、自分の身を守るために、防災行政無線に合わせた初動対応訓練、いわゆるシェークアウト訓練を行うとともに、役場に災害対策本部を設置し、本部長である町長の指示のもと、民生委員や消防団による災害弱者の安否確認訓練や町職員等による災害初動時における情報収集や伝達訓練、避難所開設訓練等を行いました。

また、今回の総合防災訓練では、区長さんを通じて、町内全世帯に「無事です」と表示した黄色い安否確認タオルを配付しており、住民が参加できる訓練として取り入れるとともに、実際の災害時にも使用することとしております。

町の総合防災訓練は、議会を初めとして、民生委員や消防団等の関係団体の代表や消防署、防災アドバイザー等も参加する総合防災訓練実施に向けての検討会議において、毎年の実施時期や場所、訓練内容等について決定しております。ご提案いただきました町の総合防災訓練について、年ごとに2分割等に分けて訓練場所等を変更して実施することや、学校や医療機関、保健、福祉等の団体や自衛隊、消防も参加する形で規模を拡大していくことにつきましては、検討会議における課題とさせていただき、関係機関とも協議していきたいと考えております。

なお、町の総合防災訓練は、平成26年度の開始以来、国土交通省や自衛隊、消防署や日赤茨城支部、NTTや災害時救援物資の提供協力協定に基づく飲料メーカー等、多くの関係機関のご協力をいただき訓練を実施してまいりました。今後も町は、各関係機関等と連携協力し、町民が総合防災訓練や自主防災組織が行う訓練等への参加を通じて、地域の防災力である自助、共助の意識を高め、安心安全に暮らせる地域社会の形成に向けて、町民の防災意識の向上につながる取り組みを行ってまいります。私からは以上です。

○議長（野澤良治君） 香取福祉課長。

○福祉課長（香取秀一君） ご質問にお答えします。

シニアクラブの見直しについてということですのでけれども、以前、ご質問を受けた後、町

長、副町長やシニアクラブの事務局を行っている社会福祉協議会局長を初め、担当者とも話し合いまして、解散の防止や、新たなクラブの創設を促すために、現在、国の助成事業でいわれている30人の枠を変更し、町独自で10名ぐらいのミニクラブに対象を広げてはどうかとの意見もあり、8月に行われたシニアクラブ会長会議、10月に行われたシニアクラブ連合会理事会で協議をいただいているところでございます。

今年度、休会したいと申し出のあったクラブにも、何度か訪問お願いし、新しい方に先頭に立っていただき、存続していただいたクラブもでございます。なかなかすぐにはクラブ創設とは難しいところもありますが、そのときの実情に合った柔軟な対応も考えながら、今後もシニアクラブが活動していけるよう考えていきたいと思っております。

また、家の中に閉じこもっているようなそんな人を外に出すためにどうするかとのことですけれども、今年度、新たな試みで、70歳以上の高齢者世帯、独居の方、なかなか買い物など外に出る機会がない方を対象としまして、民生委員、傾聴ボランティアの方のご協力をいただき、先月、今月と、直売所などを回りながら皆さんで食事をし、買い物をして帰ってくるという内容で、買い物ツアー的な高齢者の外出支援事業を実施しています。

よそから越してきて、まだ、河内の地名も、自分が住んでいる土地柄もよくわからない方など参加していただいたりしています。先月、参加していただいた方よりお手紙をいただきました。少し紹介させていただきます。

先日は、大変お世話になりました。私ごとではありますが、後期高齢となった途端に急速に体力が衰え、外出もままならなくなってきた日々でしたが、このような無理のない企画を組んでくださり、楽しい思いをさせていただきました。添乗くださった方々の優しさに触れ、とても幸せな気持ちになりました。これからの力になります。本当にありがとうございました。

このような、内容の手紙をいただきました。職員も、この手紙を読み、元気をいただきました。この事業が、お年寄りの方を外に出すよいきっかけになったり、周りの人と話す楽しみを思い出したり、生きる活力になっていけたらと思っております。

こたつの番、テレビの番をしている高齢者の方、まだまだ十分に活躍できる高齢者の方は、まだまだたくさんいると思っておりますが、家から出たくないというような方を表に出すということは非常に難しいと感じております。そのような方の家に訪問をし、話を伺う傾聴ボランティア活動や独居老人の方には包括職員が訪問したりしています。このような外出支援事業にもっと参加できるようにするとか、町ではいろいろな出前活動や出前講座やサークルも行っております。そのような事業に参加してもらえよう、事業の推進にこれからも取り組んでいきたいと思っております。以上であります。

○議長（野澤良治君） 1番篠原佳治君。

○1番（篠原佳治君） 今のそれぞれ答弁いただきましたけれども、本当に今、答弁の内容聞かせていただきまして、前向きにやってくれているなというふうな感じは持ちました。

今後も、その言葉に、偽りなくとっては失礼ですけれども、それ前向きに、また、研究して進んで行ってほしいと思います。

また、自主防災組織の問題ですけれども、これなかなか難しい、前々から私言っていますけれども、本当に難しいものがあると思います。ですけれども、これは本当に、災いはいつ来るかわからないものですから、本当に危機感を感じながら進めて行ってほしいと、そういうふうに思います。

それと防災訓練についてですけれども、これも河内町、小さい町ですから、なかなか規模を大きくしてやるというのは本当に大変なことと思います。それでも、そういったような意識をもってやっていかないと、やはり住民が参加できるような形でないといけないと思うのですね。

この前、11月18日でしたか、そのときの防災訓練、私も参加させていただきましたけれども、やはり緊張感というのはなかなか得られないというふうに私は見ました。一部の人は本当に一生懸命真剣に取り組んでいるように感じられましたけれども、それは町長を初めですけれども、参加していた、会議室だけしか私見ていなかったですけれども、その中で、ちゃんと訓練というような、服装からしてきちんとしているのは本当に消防と自衛隊と消防団長と、私そのぐらいしか見えなかったのです。革靴を履いてくるというような、前にも何か問題あった議員さんがいましたけれども、被災地に行って、背負われて被災地をめぐったというようなこともありましたので、大体、訓練だからこれでいいだろうというようなそういう意識が、先頭に立つものからして、やはりそういった意識を持っていないとなかなか下のものはついてこない、そういうふうに私は感じました。

ですから、やはりみんなが危機感を持って参加できるような、参加してこれがためになったというようなそういった住民意識を持たせるような訓練にして行ってほしいと思います。今後、課題としてください。よろしく申し上げます。

次に、空き家……町長、よろしく申し上げます。

○議長（野澤良治君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 篠原議員の質問で、また、その内容を伺っていて、私も平成26年、私が平成25年に就任して次の年から、もうこれはいつ起きてもおかしくない災害だということで、訓練をやり始めたのですね。やり始めに当たっては、1人じゃできませんから、関係者に集まっていただいて、会議をもって進めてきたのですけれども、やはり当事者意識というのですかね、住民の方、自分のところは起きないというふうな感覚があるんですよ。ですから、その方に参加してもらうにはどうしたらいいかということで、各地区ごとにやって、そして最終的に全体でやろうという、そういう流れでやってきた経過があったのですね。

その中で、自主防災組織、やはり各地域で自分の命は自分で守る自助と共助を、これはしっかり認識してもらうのが一番いいのじゃないかということで、自主防災組織を調べて

みたら、各区長さんのところに組織も分かれているということで、ですから区長さんの会議のときに自主防災組織の話を見せてもらって、協力してもらえないということで、そういうことを昨年から始まっているのです。

先進的な長竿の上組地区の、お名前申し上げますと野澤さんという方、これも消防署に勤めている方ですが、この方が区長さんで、率先して自主防災組織を、先頭になってやっていただいて、それを区長会議のときに、スライドを、災害のときの状況のスライドとか見てもらいながら、自主防災組織の大切さを2回ほどお話していただいております。

自分だけが大丈夫だという意識があるものですから、これが本当に、いつ起きてもおかしくない、自分の身に降りかかるんだという、そういう気持ちを持ってもらうには非常に難しい問題があるというふうに考えているんですけれども、でも、やらなきゃいけないということと、ですからそういう中で、どうやっていったら自主防災組織をもう一度立ち上げられるかということが課題になっているのですよ。全体でやったとしても参加者は少ないのです。これは、その意識を変えるにはそう簡単じゃないですね。ですからそれは自主防災組織じゃなくて町の防災会議の中に、篠原議員もそういう専門家であったということでございますので、もし、お力をいただいて、一緒になって考えていただければ力強いと思います。

住民の意識を変えるというのは、起きないときと本気になれないでしょうかね。誰でも自分だけは大丈夫だと思うのです。そういうことを考えますときに、おっしゃるように、ここ30年の間には起きることが確実に高いですから、それに向けて、諦めないで、今後また、対応してまいりますので、どうか篠原議員もご協力をお願いしたいと思います。以上であります。

○議長（野澤良治君） 1番篠原佳治君。

○1番（篠原佳治君） ありがとうございます。私も、できる限り協力したいと思いますので、本当に前向きに検討して、それなりに職員の皆さんも運動してほしいと思っております。よろしく申し上げます。

次に、空き家対策についてです。この件についても、何度か質問しておりますけれども、同僚議員からも前回空き家バンクとして出されておりますが、年々増加の傾向にある危険な空き家を放置しないための措置として、執行部ではどう考え、または今後どう進める計画なのか、お聞かせ願いたいのですが。国でも、空き家に対する思いは強く、特別措置法も成立しておりますが、国で見ている空き家に対する条件、また、地方での空き家に与えられたものとして、必ずしも比例しないことは理解できますが、ただ、明らかに危険である空き家に対して、執行できる形は整えておかなければならないと、これは行政の責任であると思います。

事故あった際には、所有者のせいとして言い逃れできないものもあります。そういったものをあり得ることも考えた上で計画しなければなりませんと思いますが、いかがでしょう

か、担当課長よろしく申し上げます。

○議長（野澤良治君） 吉田都市整備課長。

○都市整備課長（吉田茂久君） 篠原議員のご質問にお答えします。

年々増加する空き家について、国レベルでも解決へ対応しておりますが、国交省、総務省、農水省、厚労省、環境省など、各省庁にまたがる難しい問題があり、効果的な対策がないのが実情です。

空き家は、個人が所有する不動産であることから、所有者、管理者の責任において適正管理していただくのが本来でございます。しかし、適切な管理がなされず、篠原議員のおっしゃるとおり、結果として周辺住民に悪影響を与えている空き家がございます。

当町の空き家対策の現状でございますが、空き家等の状況を把握し、空き家台帳を作成しております。現在も、苦情のあった空き家の所有者、管理者に対し、通知により助言、指導を行っております。今後は、空き家対策の推進にかかる特別措置法に規定する河内町の空き家対策計画を作成していきます。

計画作成に当たり、警察、消防には、相互協力していただく予定で、その他、関係団体として、弁護士会、司法書士会、土地家屋調査士会、建築士会及び金融経済団体には、町が実施する空き家事業に対する支援を期待し連携していきます。さらに、この関係団体には、計画策定の際の内容検討及び計画策定後には、特定空き家該当審査などを行う河内町空き家等対策協議会委員にも選任していき、幅の広い角度から空き家対策について取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○議長（野澤良治君） 1番篠原佳治君。

○1番（篠原佳治君） 明かに危険である空き家、たとえ河内町のような小さい町でも、景観を損ねて衛生、環境的にも悪影響を及ぼすような空き家に対して、最終的に代執行までできるような道筋をつけておかないと、いざそのときになって、今、答弁にあったように、これはあくまでも所有者の本当に財産ですから、財産というふうになっているものですから、危険なものであってもなかなか立ち入れないというような現状があると思います。ですから、代執行までのその道筋、そういったものも計画をなされないのか、できるものであれば、その道筋はつけておかなければいけないのではないかと、そういうふうに思いますが、もう一度、よろしく申し上げます。

○議長（野澤良治君） 吉田都市整備課長。

○都市整備課長（吉田茂久君） ご質問の、代執行に至る経緯を簡単に説明させていただきます。

河内町の空き家対策計画に基づきまして、空き家等対策協議会を立ち上げ、案件について協議の上、特定空き家に認定します。認定した特定空き家に対して、助言指導、勧告、命令、最終的には代執行という形になります。河内町空き家対策計画の中に盛り込んでありますので、代執行という案件が出てくる際には、計画に沿って実施していくという形に

なります。以上です。

○議長（野澤良治君） 1番篠原佳治君。

○1番（篠原佳治君） 今の答弁だと、代執行までの道筋はできているというふうに解釈でよろしいですか。

○議長（野澤良治君） 吉田都市整備課長。

○都市整備課長（吉田茂久君） 空き家対策計画に記載しております。特定空き家に認定し、所有者、管理者に対し計画どおり実施していき、最終的には代執行という形はこちらの計画で行えます。以上です。

○議長（野澤良治君） 1番篠原佳治君。

○1番（篠原佳治君） それで、私の思っていたことが解消されたような気分になりましたけれども、今後とも、そういった調査を怠らぬようによろしくお願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野澤良治君） 次に、高橋 稔君、登壇願います。

〔3番高橋 稔君登壇〕

○3番（高橋 稔君） おはようございます。3番高橋 稔でございます。

本年11月18日から、水と緑のふれあい公園にイルミネーションが点灯されました。このイルミネーションは、見た人に感動を与え心とします、すばらしいイベントであり、近隣市町村はもとより、県内外からも大勢の方が訪れ、河内町に、にぎわいをもたらす大変有意義な施策であります。

また、旧金江津中学校の校庭に、平成31年4月の開設に向けた地域密着型特別養護老人ホームかなえの里の建設が着々と進んでおります。この施設は、基本的に、河内町在住の方々を対象とした施設であり、団塊の世代が75歳以上となる2025年問題の対応策の一助となり、福祉サービスの向上が期待されます。

このように、河内町をPRする施策や企業誘致を積極的に展開し、町の活性化や住民の利便性の向上を図る取り組みは、住みよいまちづくりを推進する上で、とても重要なことであり、今後も継続した取り組みをお願いしたいと思います。

それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。

今回は、成田空港の更なる機能強化に対する河内町の対応策についての質問をさせていただきます。詳細については、自席にて質問しますので、よろしくお願いいたします。

○議長（野澤良治君） 3番高橋 稔君。

○3番（高橋 稔君） まず初めに、成田空港の更なる機能強化に対する対応についてであります。

成田国際空港株式会社は、訪日外国人の一層の増加を図るとともに、経済成長や地域の振興に貢献していくとの使命を果たすため、アジア各地の主要空港との空港間競争を勝ち抜き、アジア経済の成長を取り込むため、更なる機能強化が必要であるとしています。そ

ここで、B滑走路を北側に1,000メートル延伸、C滑走路の増設、夜間飛行制限の緩和の三つの方策を提案しています。

具体的には、B滑走路の延伸、C滑走路の増設により、年間発着回数を現在の30万回から50万回にふやし、さらには、夜間飛行制限の緩和では、2020年の東京オリンピック・パラリンピックまでにA滑走路で、現在の6時から23時を6時から深夜零時まで延長し、その後、B滑走路の延伸、C滑走路の増設が完了すると、5時から深夜零時30分まで延長するものです。

河内町では、いわゆる騒防法の1種区域に指定されている家庭が現在59軒あります。航空機の騒音直下で暮らすこの59軒の方々は、現在でも常に騒音に悩まされ、相当なストレスを感じているわけでありますが、今後、成田空港の機能強化が図られることにより、騒音区域にお住まいの方々にとりましては、将来にわたり生活環境に大きな変化が生じ、ますますストレスが増大することが懸念されます。

これらのことを踏まえ、更なる機能強化の提案が示されてからこれまでに、河内町として、生活環境を保全する上でどのような対策を講じているのかを総務課長にお伺いをいたします。

また、平成28年10月に、成田空港の更なる機能強化についての住民説明会が開催されましたが、住民の皆様方からの意見、要望等、住民の声を聞くための住民アンケートなどは実施したのか、実施しているのであれば、どのような意見、要望等があったのかを総務課長にお伺いいたします。

さらに、平成29年9月に、稲敷市江戸崎の工場の敷地内で、脱出用シューターを格納するパネルが落下しているのが発見されました。航空機の騒音は人体に悪影響を及ぼし、さまざまな健康被害の要因となりますが、最も恐ろしいのが航空機の落下物による事故であると私は考えています。

到着した飛行機を点検すると、ビスやナットといった小さな部品がなくなっていることがしばしばあるようです。これらについては、発見されなければ、落下物として公表しない、なぜならば、住民の不安をおおることになるという話を聞いたことがあります。

確かに、洋上等の安全な場所で落下するものであれば問題はないのですが、河内町の上空を飛行する航空機の飛行高度は、B滑走路でおよそ600メートルから450メートル上空であり、かなり低空を飛行しております。

現在、部品や氷塊が落下し、人や建物に直撃するという事故は幸いにも発生しておりませんが、これから先、このような事故が発生しない可能性は皆無であると考えます。このことは生命にかかわる重大なことであり、抜本的な対策を講じる必要があります。

今後、年間発着回数が50万回になれば、必然的にこのような不慮の事故の確率は高くなります。そこで、航空機の落下物の現状と対策について、総務課長にお伺いいたします。

○議長（野澤良治君） 諏訪総務課長。

○総務課長兼秘書広聴課長（諏訪洋一君） 高橋 稔議員のご質問にお答えいたします。

河内町においては、成田空港の更なる機能強化に伴うB滑走路の北側への1,000メートル延伸により、町における騒防法第1種区域の見直し等が行われる予定となっておりますが、ご質問いただきました町における航空機騒音対策についてご説明いたします。

町は、騒音区域の住民の生活環境保全を最優先の課題として捉えておりますが、平成10年度から、隣接区域等における民家防音工事について補助金を交付する事業を実施しております。

町の民家防音工事補助事業は、平成10年度から平成13年度までを第1次事業として、A滑走路の隣接区域の上田川から片巻の一部、流作までの区域を対象として始めました。現在は、平成28年度から平成33年度を期間とした第5次事業となっておりますが、対象区域を順次拡大して実施しております。

今後、成田空港の更なる機能強化に伴い、国による新たな告示がされることとなりますが、この告示により、町では、隣接区域から騒防法第1種区域に変更となる区域があり、対象となる区域では、主に、NAAによる航空機騒音対策が行われることとなりますが、町の民家防音工事補助事業の見直しの検討も必要となると考えております。

また、町は、航空機騒音対策として、平成24年度からは、騒防法第1種区域及び隣接区域におけるNAAまたは町の助成を受けて設置された空調施設の維持管理費の一部を補助金として交付する民家防音家屋空調施設維持管理費補助金事業を行っておりますが、成田空港の更なる機能強化にかかる協議の進捗状況等も踏まえた新たな航空機騒音対策も実施しております。

平成28年度からは、騒防法第1種区域及び隣接区域の地区に対して、地区の集会施設や生活環境の整備及び保全等の事業に要する経費に対する交付金を交付する航空機騒音対策事業費交付金事業や、行政区が集会施設の整備を行う場合に補助金を交付する地区集会施設整備補助金事業を実施しておりますが、この地区集会施設整備補助金事業においては、騒防法第1種区域及び隣接区域は、その他の区域に比べて補助率及び限度額を高く設定しております。さらに、平成29年度からは、騒防法第1種区域を対象として、固定資産にかかる維持管理費の軽減を図るため補助金を交付する航空機騒音地域補助金事業を実施しております。

また、環境対策としては、固定式の騒音測定局、いわゆる固定局が、現在町内に茨城県及びNAAが設置している4カ所がございますが、各固定局の測定結果について、平成29年2月から「広報かわち」に毎月速報値として掲載し、お知らせしております。

今後は、成田空港の更なる機能強化に伴う航空機騒音の影響範囲が拡大することが想定されるため、固定局を増設することを含めて、航空機の発着回数の増加に伴う影響を的確に把握し、公表することを茨城県やNAAに対して要請してまいります。

続きまして、航空機騒音に対する住民アンケートの実施についてお答えいたします。

町は、平成28年度から平成29年度にかけ、国及びN A Aも参加した住民説明会を開催し、成田空港の更なる機能強化について住民への説明を行ってまいりましたが、住民説明会の場での航空機騒音についての住民アンケートの実施は行っておりません。

住民説明会では、国及びN A Aの説明に対して、参加した住民の皆様より、さまざまなご意見やご質問をいただきましたが、こうした住民説明会におけるご意見やご質問は、町はもとより、国やN A Aにも住民の率直な意見として参考になっていると考えております。

なお、航空機騒音に対する住民アンケートにつきましては、アンケートの実施方法や内容等について、他の自治体の事例等も参考としながら検討課題とさせていただきます。

続きまして、航空機落下物対策についてお答えいたします。

N A Aの資料では、成田空港では、1978年、昭和53年になりますが、の開港以来、成田空港から離着陸した航空機の落下物件数は160件あるとなっております。内訳は、部品61件、氷99件となっております。最近では、昨年9月に、稲敷市江戸崎地区において、脱出用シューターを格納するパネルが工場敷地内に落下するという事例がございました。こうした事態に対して、国では、落下物防止等に係る総合対策推進会議を開催し、落下物防止基準の策定による未然防止策の徹底や事案発生時の対応強化を図っております。

また、N A Aは、航空機落下物被害救済支援制度を創設し、落下物被害者を支援するため、見舞金の支払いや立替金の支払い、航空会社との調整等のサポートを行うこととしております。

次に、町の対策としては、町は、昭和58年に、航空機事故被害見舞金支給規則を定め、成田空港を使用する航空機の墜落事故、または、航空機からの落下物事故により被害を受けた方に対する見舞金を支給する制度を創設しております。また、町は、稲敷地方航空騒音公害対策協議会における要望におきまして、航空機落下物に対する対策の徹底をN A Aに対して継続して求めています。さらに、ことし7月に、N A Aと共同で、航空機落下物があった場合の連絡先等を記載した、「航空機からの落下物と思ったら」というチラシを作成し、町民にお知らせしております。以上でございます。

○議長（野澤良治君） 3番高橋 稔君。

○3番（高橋 稔君） 次に、河内町の航空機騒音対策協議会の活動についてであります。

河内町には、航空機騒音対策協議会がありますが、その協議会のメンバー構成、活動内容及び成田空港株式会社に対してどのような影響力を持っているのかを総務課長にお伺いいたします。

また、国土交通省、千葉県、空港周辺9市町及び成田国際空港株式会社で構成する成田空港に関する四者協議会がありますが、成田空港の更なる機能強化について、四者で合意した内容をもって、茨城県、そして茨城県側の騒音区域に理解を求めるという構図になっているように思えます。これでは、茨城県側の意見、要望が反映されていないのではないかと非常に不安でなりません。そこで、茨城県並びに近隣騒音地域に働きかけを行い、茨城

県における四者協議会を立ち上げるべきと考えますが、総務課長の考えをお伺いいたします。

○議長（野澤良治君） 諏訪総務課長。

○総務課長兼秘書広聴課長（諏訪洋一君） ご質問にお答えいたします。

町航空機騒音対策協議会は、町内の航空機騒音に関し、必要な調査及び審査を行うことを目的として設置されており、町長が会長となっておりますが、委員としては、町議会議員、各種団体の代表、町民代表としての騒音区域の区長さん等を町長が委嘱しております。平成30年度の町協議会は10月に開催されておりますが、国及びN A Aの担当から、成田空港の更なる機能強化について及び落下物対策等について説明があり、委員の皆様から、さまざまなご質問やご意見をいただいておりますが、町協議会は、町の代表である委員の皆様と国及びN A Aが意見交換をしていく貴重な機会であると認識しております。

町は、こうした町協議会での意見等も踏まえ、騒音区域の住民の生活環境改善を最優先の課題として、国及び茨城県、N A A等に対して町の航空機騒音対策等に対する意見を述べていくとともに適切な対応を行うことを引き続き求めてまいります。

続きまして、茨城県における四者協議会の立ち上げについてお答えいたします。

町は、茨城県及び近隣騒音地域に働きかけを行い、茨城県における四者協議会を立ち上げるべきであるというご質問でございますが、これまで茨城県内においては、河内町のみ騒防法第1種区域及び隣接区域があり、町及びN A Aが民家防音工事補助等の航空機騒音対策事業を行ってまいりました。

今後、成田空港の更なる機能強化に伴い、茨城県内では、河内町に加えて、隣接する稲敷市にも騒音区域が拡大する予定となっております。千葉県側では、成田空港の更なる機能強化に伴い、平成30年3月の四者協議会で確認書が締結されましたが、茨城県側では、千葉県側の四者協議会に相当する組織がないため、茨城県側の意見要望が反映されないのではないかとのご指摘がございました。

現在、町は、町長の指示により、茨城県側でも千葉県側と同等の環境対策等を実施することを確認するため、稲敷市とも連携協力し、茨城県に対して千葉県側の四者協議会で合意された確認書と同等の文書を作成し、国、茨城県、関係市町、稲敷市と河内町ですが、N A A間で締結することを要請しております。

今後も、町は茨城県に対して、稲敷市等とも連携を強化しながら、成田空港の航空機騒音対策について、茨城県側でもより積極的な取り組みを行うことを要望してまいります。以上でございます。

○議長（野澤良治君） 3番高橋 稔君。

○3番（高橋 稔君） 成田空港の更なる機能強化が提案されているこの時期、河内町の航空機騒音対策協議会が中心となり、町民の声をしっかり反映させることが肝要だと考えます。そこで、協議会の複数回開催及び継続して協議に参加していただける地域の代表者

を、現在の航空機騒音対策協議会に加わっていただくことを提案したいと思いますが、総務課長の見解をお伺いいたします。

○議長（野澤良治君） 諏訪総務課長。

○総務課長兼秘書広聴課長（諏訪洋一君） ご質問にお答えいたします。

成田空港の更なる機能強化に対応するため、町航空機騒音対策協議会について、組織の活性化を図り、より住民の声を反映するための見直しを行うべきというご質問でございますが、開催回数や委員等についての町協議会の見直しにつきましては、会長でもある町長とも相談し、千葉県側の自治体や稲敷市等についても参考として、今後、検討してまいります。以上でございます。

○議長（野澤良治君） 3番高橋 稔君。

○3番（高橋 稔君） ありがとうございます。

次に、成田空港の更なる機能強化に対するための専門部署の設置についてであります。

先般、成田空港の更なる機能強化における新しい騒音コンター、及び騒防法第1種区域の案が示されました。A滑走路とB滑走路に挟まれた谷間地区については、今回の案によれば、騒防法第1種区域に指定されることとなり騒音対策が強化されるようです。これまで、騒音に悩まされ続けてきた谷間地区の住民の方々にとりまして、今後、生活環境が改善されることになり、これまでよりも静穏が確保できる環境となることは大変喜ばしいことであり、必ず実現していただきたいと思っております。

他方、その他の地域をしてみると、この第1種区域の指定内容は、とても容認できるものではありません。B滑走路が1,000メートル延伸されれば、飛行高度は当然今よりも低くなり、騒音レベルも高くなることは確実です。

さらには、成田空港株式会社では、集落を分断しないように配慮し、第1種区域を指定するとしています。しかし、金江津地区の第1種区域指定案では、現在、騒音隣接区域に指定されている地区の一部のみの指定であり、集落を分断しないように配慮しているとは到底考えにくいものであります。

このようなことは、人口減少が加速している河内町にとって非常に不安材料となり、転入者はおろか、定住者の存続も危ぶまれる危機的状況になりかねません。これらを踏まえ、河内町では、今後、どのような対策を講じていくのかを総務課長にお伺いいたします。

また、成田空港の更なる機能強化の対応は今が正念場です。町民の声にしっかり耳を傾け、町民の意見、要望を関係機関に伝え、確実な交渉を行うことが重要であります。そこで、成田空港関係のみに特化した専門の部署を設置する必要があると考えますが、総務課長の考えをお伺いいたします。

○議長（野澤良治君） 諏訪総務課長。

○総務課長兼秘書広聴課長（諏訪洋一君） ご質問にお答えいたします。

騒防法第1種区域の区域指定につきましては、平成29年6月に、N A Aから国に提示が

あった予測騒音コンターに基づいて国が見直し案の作成を行っておりますが、町は、新たな区域指定について、国及びN A Aに対して住民の生活環境保全や地域の分断がされないことを前提として、最大限に拡大した上での区域指定の見直しを行うことを求めてまいりました。

騒防法第1種区域の見直し案につきましては、昨年9月の住民説明会や町の航空機騒音対策協議会等において国からの説明がありました。今後、区域指定の見直しに必要な手続等を経て、国による告示が行われる予定と聞いております。

成田空港の更なる機能強化による騒防法第1種区域の見直しは、N A Aから国に提示された予測騒音コンターが前提となっておりますが、今後、町の騒音区域における航空機騒音がこの予測騒音コンターの想定を上回る等、状況に大きな変化が生じる場合には、町は、住民の生活環境保全のために、国及びN A A等に対して騒防法第1種区域の更なる見直しを求めていく必要があると考えております。

続きまして、成田空港関係の専門の部署を設置することについてお答えいたします。

現在、町における成田空港の航空機騒音対策につきましては、総務課が担当課として対応を行っておりますが、民家防音工事補助事業の対象区域の拡大に加え、成田空港の更なる機能強化を踏まえた新たな対策としての騒音区域の住民に対する航空機騒音地域補助金事業や、騒音地区に対する航空機騒音対策事業費交付金事業等の実施により、担当分野は年々拡大しております。

現在、総務課では複数の職員が成田空港の航空機騒音にかかる業務を分担し、それぞれが担当しているほかの業務と兼務しながら業務を遂行しておりますが、ご質問いただきました成田空港の更なる機能強化に対してより適切に対応していくために、専門の部署を設置することにつきましては、限られた人材でいかに効率的に業務を行っていくかという行財政改革における事務改善にかかる課題としても認識しております。

今後、成田空港の航空機騒音対策について、町としてどのような組織整備等を行うことが適切であるかについては、千葉県側の騒音区域の自治体や稲敷市等の対応も参考として町長と相談し、検討してまいります。以上でございます。

○議長（野澤良治君） 3番高橋 稔君。

○3番（高橋 稔君） ただいま第1種区域の新たな指定について、生活環境保全や地域分断がされないことを前提に、関係機関に対し最大限の拡大を求めてきたと総務課長から答弁がありました。しかし、田川地区では、現在の第1種区域の指定において地域分断がされており、新たな指定案においても、これらが解消されることにはなっていないようです。さらには、金江津地区についても地域分断が認められる案となっており、騒音に悩まされる地域の住民の声が反映されているとは言えない状況です。

平成30年3月13日の成田国際空港株式会社からの成田空港の更なる機能強化に当たっての環境対策地域共生策の基本的な考え方案によると、これまで以上に騒音の影響が広範囲

に及ぶとともに、特に夜間飛行制限の緩和については、地域の皆様に大きなご負担をおかけしてしまうこととなります、と記されています。

このことから、河内町では、これまで以上に生活環境に大きな影響が出るのが懸念されます。このようなことを踏まえ、地域住民の意見、要望等をしっかり反映させる体制づくり、また、環境の変化による課題解決策を協議できる専従職員の育成が必要不可欠であります。そのためには、空港関係部署の設置が必要であると思っておりますので、ぜひ前向きに検討していただきますことを要望いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野澤良治君） ここで暫時休憩といたします。

休憩時間は10分といたします。11時半から再開いたします。

午前11時20分休憩

午前11時28分開議

○議長（野澤良治君） 再開いたします。

次に、諸岡周示君、登壇願います。

〔6番諸岡周示君登壇〕

○6番（諸岡周示君） 皆様こんにちは。6番諸岡周示です。

師走の折、何かと忙しくなってきたと思いますが、先月11月17日、自治体消防70周年記念大会茨城県中央大会が開催され、我が河内町消防団が見事優勝いたしました。初の快挙で、私もその一員として非常に感動と興奮をしたところでございます。また、河内町が県内に名をとどろかせ、キャラクターであるかわち丸も応援に駆けつけていただきました。周りから何だ何だと非常に注目を浴びたところです。

また、先ほど同僚議員からもありましたように、その翌日、18日夕方には、2018河内町イルミネーションが点灯され、華やかな色とりどりの光を發し、その光に大勢の人々が集まり、魅了されると思います。また、いまだに夕方になりますと、たくさんの方が立ち寄り見学をしています。そして、3週間ほど前ですけれども、大阪の万博の開催が2025年に決定となっております。非常に喜ばしいことが重なりました。

季節も、霜が降り始め、暖冬とはいえ、これから寒さがだんだんと厳しくなってくると思います。皆さんにおかれましても、私自身もそうですが、健康に十分気をつけていきたいと思っております。

通告に従いまして、本日の質問は、農業所得向上関連につながる6次化商品開発について質問いたします。

地方創生の交付金による、今現在は、ライスジュレという名前が出ていますけれども、テレビ等で時々放映されていますが、今後の進め方や取り組み方についてお伺いします。

次に、2番目として、教育振興対策と子育て支援についての質問をいたします。

カリキュラムの中、かわち学の副本が配付になりました。そこで、今後の学校では、どのようにその教育が進められるのか、また、自校給食も7カ月に入ったと思いますが、その状況や地産地消による食材はどのようにしているのか、そして子育て支援に関する児童クラブの問題についても質問いたします。

また、最後の質問は、先ほど同僚議員からもありましたように、航空機騒音対策について質問いたします。

成田空港の更なる機能強化についての質問をいたします。10月に、河内町騒音対策協議会が開催され、国そして成田空港株式会社など出席した中で、いろいろな意見、要望が出されました。その対応策などについて質問いたします。

詳しいことは自席にて質問いたしますので、担当課長、そして教育長並びに雑賀町長におかれましては丁寧な答弁をお願いしたいと思います。

○議長（野澤良治君） 6番諸岡周示君。

○6番（諸岡周示君） まず初めに、先ほど言いました農家所得向上の6次化商品の取り組みについて質問いたします。

テレビでもたびたび放映されたライスジュレの量産化の見通し、そして以前にもこの席で質問いたしましたが、新規需要米の高アミロース米の平成30年産は、どの程度作付をしたのか、以前の質問の答弁だと10ヘクタールという答弁がありました。来年度はどうなるのか。そして、ライスジュレは町内においてPRはどこまでされているのか。

店の前にライスジュレの扱ったもんじゃ焼きの看板があります。聞いてみますと、焼くとちょっと余りにもお粗末だとか、その辺は改善されたと思いますけれども、味も、人というといまいちだという声も聞きます。昨年も本当に同じような質問をしていますけれども、再度質問をいたします。

また、これで本当に今言ったPRがなされているのか、売っていくことができるのか、買うことができるのか、非常に私は疑問に思います。ライスジュレなど商品化されたと、以前答弁もされていますけれども、どこの店に行けば買えるものがあるのか、レシピはついているのか、まだまだ不十分ではないでしょうか。住民のうわさでもそういう話をたくさん聞きます。そのことについて、まずは担当課長に答弁をお願いしたいと思います。

○議長（野澤良治君） 坂本経済課長。

○経済課長（坂本紀幸君） 諸岡議員のご質問にお答えいたします。

新規需要米である高アミロース米の町内での作付につきましては、これまで平成28年産では約9.6ヘクタール、平成29年産では約9.2ヘクタールの作付がされており、平成30年産につきましても約10ヘクタールを作付し、ライスジュレ（米ゲル）の原料として出荷を予定しておりました。

しかし、これまでの2カ年分の在庫量が、今後の需要見込みに対して確保されておりましたので、今年産につきましては、国の交付金の対象となる新規需要米とするために飼料

用米として出荷をされております。

また、来年産の予定につきましても、高アミロース米の作付といたしましては約10ヘクタールを予定しておりますが、ライスジュレの原料としての出荷については、今後の需要見込みを勘案の上、検討すると聞いております。

次に、町内でのライスジュレのPRに関しましては、これまでもライスジュレの普及啓発を幅広く展開するため、町内の子供たちや保護者の方に対する料理教室を開催しており、そこではお米の新しい食べ方への理解が得られ、ライスジュレを使った多様なメニューにも興味を持っていただけたと思っております。

また、ライスジュレのメリットの一つであるグルテンフリーの新たなメニュー開発を目的としたレシピコンテストを、東京や大阪、茨城で地区予選を行い、決勝大会を河内町で開催いたしました。そのグランプリレシピの中から、学校給食のメニューとして採用し、先月の11月22日に、初めてライスジュレのクリームシチューと玄米コッペパンとして提供したところ、児童生徒へのアンケートの結果からも好評であったようです。

なお、このライスジュレを活用したレシピコンテストにつきましては、今年度も、株式会社ライステクノロジーかわちと共同主催で第2回の開催が計画されております。

また、今後のPR方法の一つといたしまして、全国的なPRにつながるインターネットを介したコミュニケーションサービス、いわゆるSNSの活用を予定しております。これは、全国の50を超える自治体で構成する協議会に参画し、それぞれの自治体でご当地の名物料理を紹介するツイッター上での情報発信を通じてPRを図るものです。このように、多様な媒体を活用し、全国的な普及啓発を図ることで、ライスジュレが幅広く認知されるものと考えております。

次に、これまで、ライスジュレを使って商品化された主なものにつきましては、ライスジュレアイスについては、茨城県内のスーパーのイオン店舗で販売をしており、以前に答弁させていただきました大阪市のお好み焼き専門店では、約30店舗の直営店での販売に加え、新たに冷凍食品のグルテンフリーお好み焼きとして、インターネットでの販売も開始しております。また、テレビでも紹介されました「白い恋人」のお菓子でも有名な石屋製菓の「シトリガトー」という洋菓子は、銀座や成田国際空港内で販売がされております。なお、この冷凍食品のお好み焼きと洋菓子につきましては、ふるさと寄附の返戻品として出品の準備を新たに進めているところです。

次に、ライスジュレを使ったもんじゃ焼きにつきましては、まちおこしの名物料理「かわちもんじゃ」として、協賛いただいた5店舗で9月から販売を始めました。また、先月のかわちフェスタの抽選会の商品としても食事券をお配りしたところです。このことは、ライスジュレを知っていただく機会として一定のPR効果があったものと考えており、今後も協賛店を随時募集し、さらにこの「かわちもんじゃ」が名物料理として定着が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

また、これら協賛店に対しましては、あらかじめ、調理方法の実習会を開催し、調理資材の貸与をしておりますが、この機材の選定に当たっては、もんじゃ焼きは、焼きながら食べるものであることから、容易に移動できることと、各店舗の電圧の負荷を考慮し、電気式のホットプレートではなく、カセットガスを使用した機材を選定いたしました。現在の各店舗の利用状況からは、おおむね調理には問題なく利用いただいていると伺っております。

今後は、定期的にアンケート調査によるフィードバックを受け、よりおいしく食べられるよう協賛店にも情報提供を行ってまいりたいと考えております。

このライスジュレを使った「かわちもんじゃ」はキャベツなどの野菜を多く使用しますので、近年の野菜の摂取量が減少したといわれる子供などにも野菜不足を補うことができ、小麦アレルギーを持つ方には、グルテンフリーのメリットをアピールできるすぐれた料理でもあります。そのようなことから、町内外からの来訪による商業の活性化とともに地域振興策の一つとしても寄与していくものと考えております。以上でございます。

○議長（野澤良治君） 6番諸岡周示君。

○6番（諸岡周示君） 次にですけれども、地方創生の交付金を使ったプラントのことですけれども、現在、ライスジュレの生産は、1日どの程度の生産能力があるのか、先ほど質問したように、作付面積の数量ですけれども、所得向上を目指す観点から、年間どの程度の数量の計画なのか、これも担当課長に答弁を求めます。

○議長（野澤良治君） 坂本経済課長。

○経済課長（坂本紀幸君） ご質問にお答えします。

株式会社ライステクノロジーかわち社の工場の生産能力につきましては、1日当たり2トンを生産できる能力があり、現在の需要見込みに対する生産計画といたしましては、今年度は、年間約20トンの生産を計画されていると聞いております。以上でございます。

○議長（野澤良治君） 6番諸岡周示君。

○6番（諸岡周示君） 経済課長、20トン、最後に商品化のことで、これは経済課長と雑賀町長に質問をしますけれども、先ほど、テレビ放映のことを申しましたけれども、あのテレビの放映の中で、ライステクノロジーの社長がインタビューに答えたものなのですけれども、河内町以外でも作付をしたいような発言をしました。私それを見て、河内町で地方創生の交付金を受けて、PR事業なども私ども河内町の予算執行している観点からすごく違和感を感じました。

新規需要米の展開や農家所得につながる計画をすとの答弁ありましたけれども、その辺、まずは経済課長と次に雑賀町長に答弁をお願いしたいと思います。

○議長（野澤良治君） 坂本経済課長。

○経済課長（坂本紀幸君） ご質問にお答えいたします。

今後の農業所得向上につながる取り組みといたしましては、これまでの委託事業により、

町内外の食生活改善推進協議会や町内の飲食店においてメニュー開発されたライスジュレを使ったレシピを活用するためには、農家の方みずからが6次化商品の加工、販売ができる施設が必要になってまいります。

そのためにも、かわち直販センターのリニューアルに併せて、加工スペースの確保や直接販売ができる場所を提供し、そこで農家の方が生産、加工、販売することで幅広いメニューの活用が期待され、農家所得の向上とあわせライスジュレの普及啓発と消費拡大にもつなげていきたいと考えております。

また、町による新規需要米への転換に対する支援といたしましては、国の施策でもある経営安定対策による交付金に加え、一昨年より転作奨励金として交付し、主食用米の価格水準となるよう所得の確保に努めているところです。また、これとあわせ経営規模の拡大と生産コストを低減するためには、農地に集積、集約化を加速させる必要があると考えておりますので、そのためにも農地中間管理事業を活用した担い手への集積、集約化をあわせて推進してまいります。

年々、米の需要量が減少していく中で、ライスジュレは、米の新規需要が見込める新しい技術でもありますので、グルテンフリーの市場ニーズとともに高付加価値な商品となり得る新たな食材としての普及拡大に引き続き努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（野澤良治君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） このライスジュレなのですけれども、やはり需要がなければ供給できないわけなのですけれども。私、ライスジュレの関係者と話したときに感じたのは、例えば、敷島製パンというパン屋さんがあるのですけれども、その話では、もしライスジュレを使うとすれば、1日100斤だそうです。その分値段が高くなる、ということは、私は、最終的に農家の所得を上げるためには安売りしたのでは、お互いにまいっちゃうよと、だから高付加価値のものをということを申し上げてきました。ということは、ライスジュレの本体のほうでも、要は、いかに高付加価値のものにライスジュレを使うかということを実は主眼にしています。

安売りをすれば、今言ったように1日100トンといったらメリットなんか全然ないわけです。ですから、高付加価値なものにいかにシフトするかという意味では、やっぱり時間がかかっているというのが現実です。ですから、徐々に徐々に、コストに見合うだけの高付加価値のものにシフトしていくということだと思います。

やっぱり本体がヤンマーですから、現在もずっと赤字なのです、赤字でも耐えられるというのがヤンマーが大株主だから耐えられるのです。これはだから高付加価値のものを好循環に持っていかない限りは、やはり農家の所得は上がらないというふうに私は思っています。ですから時間はかかりますけれども、高付加価値のもので大量に出るようなものが開発されれば非常にいいのかなというふうの一つは感じます。

それと、私も「ガイアの夜明け」を見させてもらって、今は社長じゃありませんけれども、当時の橋本社長がテレビの中で、ほかの地域に行って作付しようということ、これは会社がやっていることだから、それについて、とやかく言うつもりはありませんけれども、ただ、河内町が発祥の地であって、河内町の農家の人が、作付をふやせることを考えると、非常にちょっとクエスチョンマークだなという思いがありますので、この件については、今度また会う機会がありますので、そのあたりについては、しっかりと内容を聞いて、町の考えを申し上げて、先方の考えもよく聞くという中で、今後の対応も考えてまいりたいというふうに考えております。よろしいでしょうか。

○議長（野澤良治君） 6番諸岡周示君。

○6番（諸岡周示君） ありがとうございます。やはり町の予算でPR事業をやっているわけですから、その辺しっかりと町長におかれましてはお願いしたいと思います。

次に、教育の町河内というような目標をした中で、カリキュラムのかわち学の副読本が配付されました。そこでその教育の内容は、現在どのように進められているのか、学校運営協議会制度、コミュニティスクールは登録によって地域の多様な人材を獲得というようなこともありますけれども、私も、今月これはちょっと話が変わるのですけれども、多面的支払交付金の事業の中で、かわち学園の生徒230名の皆さんを、学校の東側に大根を作付しまして、みんなで収穫をしたというようなこともありますけれども、そんな中で、ちょっと話が変わりましたけれども、現在の進め方や、今後、どのように進めていくのかを教育長に答弁を求めたいと思います。

○議長（野澤良治君） 大野教育長。

○教育長（大野 繁君） 諸岡議員のご質問にお答え申し上げます。

かわち学の学校教育への活用の現状と今後の進め方ですが、まず、かわち学につきましては3月下旬の完成を目指しておりましたが、こちらの不手際などもあり、8月下旬の発行となってしまいました。したがって、学校での実際の利用は2学期からということになってしまいましたので、先生方や、この間、活用する児童生徒には、不便さをおかけしました。にもかかわらず、先生方はその内容を理解し、2学期9月から全ての学年で指導に活用いただきました。

その教科領域としましては、社会科、総合的な学習の時間、これが主なのですが、その他の国語とか理科、音楽、特別活動などにも活用いただいております。数学とか、海外英語研修の内容なども載せておりますので、全ての教科で活用できる内容があります。まだ、完全に全教科領域で実施ということになっておりませんが、これらのことも踏まえてかわち学発行の趣旨等もう一度、先生方にご理解いただきながら、来年度の年間指導計画には全ての教科領域でもってかわち学を位置づけて指導に使っていただくことを考えております。

○議長（野澤良治君） 6番諸岡周示君。

○6番（諸岡周示君） 次に、学校給食についてちょっと質問いたします。

これは、経済課とも連携はあると思いますけれども、食材の地産地消は、現在のところ、お米以外に何を使っているのがあるかと、業者任せにしているのが多いというような話を聞きますけれども、今後、どのように進められていくのか、先ほど、経済課の答弁にもありましたように、給食にライスジュレを使ったシチューもというような、そういうようなこともありました。その辺、教育長、どう考えているかお願いしたいと思います。

○議長（野澤良治君） 大野教育長。

○教育長（大野 繁君） 先ほど、諸岡議員の質問に、学校運営協議会についてもありましたので、そのことから先に答弁させていただきたいと思います。

学校運営協議会につきましては、7月18日第1回目の会議を持ちました。地区住民の代表が8名、学識経験者が2名、学校側が3名、計13名でこの運営協議会を組織しております。

目的としましては、学校運営への支援と協力、地域に開かれた信頼された学校づくりとあります。会をまとめるコミュニティスクールディレクターとしまして、前かわち学園中学校長の鈴木裕之氏にお願いしてございます。その流れで第2回目の運営協議会を11月8日開催しました。この日は、児童生徒の学習状況を参観、それと学校給食の試食をお願いいたしました。この間、7月から9月と進んだわけですが、実際には、委員である杉山輝彦氏、交通対策協議会の河内支部長の発案で、この支部の方々が毎月初めに登校指導をいただいているのですが、通学路の危険箇所を中心に指導に当たっていただくように協力をいただいております。

それと、委員の鈴木久枝氏、彼女は、食改善の副会長なのですがけれども、この人たちには、家庭課の調理実習を行うときに、担任1人ではなかなか危険な部分もありますので、サポート役として五、六人の方に協力をいただいております。さらに、委員の松川勝則氏、農業委員会の会長は、数年前から、耕作放棄地に大根栽培いただいておりますので、今年度も収穫体験だけだったのですが、学校の近くの耕作地で、子供たちに収穫体験をさせていただきました。

先ほど、諸岡議員からもありましたように、学園では、4人の地権者からお借りした耕作地で農業体験を実施する計画がありましたけれども、なかなか進まない部分がありました。そこで、農地を考える会、さらには長竿のシニアクラブの方々のご支援をいただきながら、学園前の畑に大根を栽培いただきまして、過日、全児童生徒487名で収穫の喜びを味わいさせていただきました。

今後ですけれども、スタートしたばかりですが、ディレクターの鈴木氏を中心に、学校と協議いただいて、この13人、学校側3人除きますと10名なのですが、10名の方々の個人的またそれぞれ所属する団体等の協力を得ながら、来年度さらに、たくましい子供を育てるためにご指導いただきながら進めてまいりたいと思います。

次に、食材の関係ですが、おかげさまで自校給食がスタートいたしました。地産地消の部分では、長ネギ、レンコン、クウシンサイ、ホウレンソウ、マイタケ、シイタケ、エリンギ、大根など地産の農産物を使っております。その他加工物としましては、町内のお店から、おみそ、納豆、豆腐、油揚げなどを購入しています。ただ、残念ながら、肉、魚類、それから牛乳、この前1回チャレンジしましたが、パン、麺等は町内に業者がございませんので、県の学校給食会を中心とした町外の業者から納入している現状です。

先ほど、坂本経済課長からもありましたように、ライスジュレにつきましては、11月22日、シチューとパンを子供たちに提供いたしました。子供たちからアンケートもとりました。8割方の子供たちは、シチューはすごくさっぱりしておいしいとか、パンはもちもちしておいしかったとか、パン、シチューにつけて食べるとさらにおいしかったよというような意見もいただいて、好評だったと思います。

ただ、このライスジュレにつきましては、調理施設の関係もありますので、何でも調理できるというものではございません。今後、シチューとパンにつきましては、定期的に提供してまいりたいと思います。新しく調理できるものについては研究をしながら、さらに活用を図っていきたいと考えております。以上です。

○議長（野澤良治君） 6番諸岡周示君。

○6番（諸岡周示君） どうもありがとうございます。

次に、子育て支援について質問いたします。

児童クラブは、今現在、何人申請があり、何人利用しているのか、夏休みに、星野委員長を初め教育厚生委員会で視察をしたところ、私のイメージとしては、かなりぎゅうぎゅう詰めで学習をしているのをちょうど見ちゃいました。私、聞いているところ、グラウンドの改修ということがあったので、そういうことも起きたんだよというようなお話も聞きましたけれども、それで教育委員会と子育て支援課で調整はしていると思いますけれども、今後、その児童クラブをどのように進めていくのか、これは子育て支援課の課長と雑賀町長にも答弁をお願いしたいと思いますけれども、よろしくお願いします。

○議長（野澤良治君） 仲代子育て支援課長。

○子育て支援課長（仲代直人君） それでは、私のほうから、諸岡議員より質問がありました児童クラブの今後の進め方についてご説明申し上げます。

初めに、児童クラブは、かわち学園前期課程に就学している児童を対象に、昼間就労により誰も保育できない世帯の児童のためのもので安全な場所を提供し、保護者が迎えに来るまでの間、遊びや自主学習を通して、児童の健全育成を図ることを目的としております。対象児童は、かわち学園1年生から6年生の昼間、家庭に保護者がいない児童でございます。

設置場所につきましては、以前より教育委員会と連携しながら協議を重ね、その中で、空き学校等を含め、話し合いを進めた結果、児童の安全面を最大限に考慮し、かわち学園

で実施することが、移動することもなく安全に運営できるとの結論に至り、名称を「かわち児童クラブ」とし、現在、運営のほうをしているところです。

校内での設置場所につきましては、多目的室1を利用し、国のガイドラインによります1クラスおおむね40人程度が好ましいということもありまして、多目的室1をパーティションで仕切りまして、それぞれ定員40人の2クラス合計80人の定員としています。

ご質問についてですが、12月1日現在49名が利用しております。1組が1、2年生29名、2組が3年生から6年生で20名が在籍しております。この「かわち児童クラブ」は、昨年度より三つの児童クラブが統合して、現在、8カ月を過ぎたところです。

校舎等の使い方につきましては、これまでのところを継承しまして、また、今後の児童室等の資料を参考にしながら、学校及び教育委員会、私ども子育て支援課が相互に連携を図りまして、急な場所の変更等にも対応のほうをできるように調整、改善を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（野澤良治君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 今、仲代子育て支援課長から答弁があったと思いますが、まさしくそのようなわけでありまして、河内町の子供たち全員が健やかに安心して育ていただくような環境をつくっていくのも、我々大人の義務であると思います。そういう意味におきまして、子育て支援課初め教育委員会そして学校と密に連絡をとっていただいて、諸岡議員がご指摘になったような、ぎゅうぎゅう詰めじゃないかというようなことも解消をしながら対応を考えてまいりたいと思います。以上であります。

○議長（野澤良治君） 6番諸岡周示君。

○6番（諸岡周示君） どうもありがとうございました。

最後の質問です。先ほど、同僚議員の高橋 稔議員からも成田空港の更なる機能強化について質問ありましたが、総務課長、簡単でいいので、稲敷地方公害騒音対策協議会についての河内町に関連する要望、その辺が、その対応がどの程度まで対応されているのか、それだけ教えてください。

○議長（野澤良治君） 諏訪総務課長。

○総務課長兼秘書広聴課長（諏訪洋一君） 諸岡議員のご質問にお答えいたします。

稲敷地方航空騒音公害対策協議会は、航空機による公害を最小限度にとどめることを目的として、昭和48年に設立されておまして、現在は、龍ヶ崎市、牛久市、稲敷市、美浦村、阿見町、河内町及び利根町の首長、議会議長をもって組織されており、河内町長が会長となり、町総務課が事務局を担当しております。

稲敷地方協議会では、毎年、構成市町村からの航空機騒音等についての意見を取りまとめ、N A A及び茨城県に対して要望書の提出を行っております。

ご質問いただきました稲敷地方協議会における町からの要望において、N A A等が対応した主な事例として、これは複数年にわたる要望の結果となりますけれども、年間発着回

数30万回への拡大を踏まえた隣接区域の拡大について、また、地区の集会施設等の公共施設等の防音工事の助成基準の緩和について、N A A及び茨城県が行っている航空機騒音測定継続実施について、そして、先ほどご質問にもありましたけれども、航空機落下物対策として、機体の点検整備の徹底等の航空会社への指導について及び再発防止について等が町が要望し、N A A等が対応した主な事例となります。

町の要望につきましては、N A A等が即時に対応することが難しい旨の回答がされる場合もございます。しかし、複数年にわたる継続した要望により対応がなされる場合もありますので、町は、騒音区域の住民の生活環境保全を最優先の課題として、今後もN A A等に対して必要な要望を継続して行い、適切に対応することを求めてまいります。以上でございます。

○議長（野澤良治君） 6番諸岡周示君。

○6番（諸岡周示君） この次の質問ですけれども、やはりこれもちょっと高橋 稔議員とかぶるかもしれませんけれども、隣接区域の民家防音工事の補助事業、平成10年4月1日から基準日としてやっているわけなのですけれども、この辺の、機能強化に向けて緩和処置はできないものか。本当にせつかく町に後から住まれても、結局、対象にならないのですよね。前も質問しているのですけれども、何とかこれ雑賀町長、前向きに検討していただけないか、簡単でいいので時間がないので、よろしくお願いします。

○議長（野澤良治君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） まさしく、10年以降に家を建てた人が対象にならないというのは、おかしいと私も思っています。ですから、これについては、空港のほうに、きょう、あすというわけにはいかないのですけれども、見直しをしなきゃいけない部分もあります。国の動向も踏まえ、時期的なこともありますけれども、そのことについては総務課長に今N A Aと協議を図って、いつごろ可能になるかということで具体的に指示をしております。もうちょっと時間がかかりますが、対応します。

○議長（野澤良治君） 6番諸岡周示君。

○6番（諸岡周示君） 最後の質問になります。

機能強化に向けた危機管理の上で、飛行機の離発着が多くなればなるほど、落下物も含めた危険のリスクが多くなると私は考えます。空港内では、事故に対する訓練を毎年なされていると思いますけれども、空港を離れるところでは、平成11年2月に、河内町の総合グラウンドにおいて航空機事故の訓練が初めてなされて、大体3年、数年ちょっとその訓練を続いたことがありました。そこで、私は、成田空港を初め、国、茨城県、稲敷広域消防本部などなどいろいろな関係機関との連携、そして連絡、確認等も含めて、私は、ぜひこの訓練必要じゃないかと思えますけれども、これも雑賀町長に答弁を求めて、私の質問を終わりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（野澤良治君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 私も、たしか平成12年のときの訓練は、火薬が多過ぎちゃって何か大変迷惑かけたということが記憶に残っています。ですから、そういう形ではなくても、今おっしゃったように、これから離着陸の回数もふえるわけですから、それに伴って、各団体関係がやっぱり連絡を密にするためにも、訓練が行ったほうがいと私も考えておりますので、ぜひこの機会にいろいろな要望をして、各地域の関係機関と協力して訓練を行うということで話を進めてまいります。

○議長（野澤良治君） 以上で、一般質問を終了いたします。

○議長（野澤良治君） 日程2、議案第1号 河内町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第1号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号 河内町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程3、議案第2号 河内町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第2号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号 河内町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程4、議案第3号 河内町つつみ運動公園並びに利根川サイクリングロードの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第3号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号 河内町つつみ運動公園並びに利根川サイクリングロードの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程5、議案第4号 平成30年度河内町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

議案第4号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号 平成30年度河内町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程6、議案第5号 平成30年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案第5号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第5号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号 平成30年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程7、議案第6号 平成30年度河内町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案第6号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第6号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号 平成30年度河内町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程8、議案第7号 平成30年度河内町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第7号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第7号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号 平成30年度河内町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程9、議案第8号 平成30年度河内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第8号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第8号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号 平成30年度河内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程10、議案第9号 平成30年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案第9号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第9号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号 平成30年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程11、議案第10号 平成30年度河内町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案第10号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第10号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号 平成30年度河内町水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程12、議案第11号 町有財産（旧長竿邸敷地内・土蔵）の無償貸付についてを議題といたします。

議案第11号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第11号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号 町有財産（旧長竿邸

敷地内・土蔵)の無償貸付については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(野澤良治君) 日程13、閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の各委員長から、所管事務のうち会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した閉会中の所管事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の調査事項とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(野澤良治君) 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の調査事項とすることに決しました。

○議長(野澤良治君) 以上をもちまして、今期定例会の全日程が終了いたしました。

これにて平成30年第4回河内町議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

午後零時23分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

河内町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員